

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

|   |                      |  |
|---|----------------------|--|
| 1 | 政策評価の対象とした租税特別措置等の名称 | 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置<br>(新設・拡充・延長)   |
| 2 | 要望の内容                | <p>○「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成21年12月8日閣議決定）に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めるため、平成22年前半を目処に基本的な方向を固め、平成23年通常国会までに所要の法案を提出するとされた。</p> <p>○これを受け、平成22年1月29日に、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、子ども・子育て新システムの議論が進められ、6月29日に、全閣僚で構成する少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣）において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定された。</p> <p>※子ども・子育て新システムについては、平成23年通常国会に法案を提出、平成25年度の施行を目指す。</p> <p>○「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築するとされており、これを踏まえ、必要となる税制上の所要の措置を講じることを要望する。</p> |
| 3 | 担当部局                 | 雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室<br><br>担当室長 黒田 秀郎（内線 7791） 代表 ☎ 5253-1111<br>担当補佐 海老 敬子（内線 7955） 直通 ☎ 3595-2493<br>担当者 唐戸 直樹（内線 7944） FAX 3595-2313<br>小野 敦（内線 7951）   |
| 4 | 評価実施時期               | —  |
| 5 | 租税特別措置等の創設年度及び改正経緯   | —  |
| 6 | 適用又は延長期間             | —  |
| 7 | 必要性等                 | <p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>○ すべての子どもへの良質な育成環境を保障し、出産・子育て・就労の希望がかなう社会を実現することが必要である。</p> <p>○ また、子ども・子育てを社会全体で支援するために、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築することにより、社会全体で子どもと子育てを支える体制を実現することを目指す。</p>   |

|   |      |                     |   |
|---|------|---------------------|---|
|   |      |                     | <p>《政策目的の根拠》</p> <p>平成 22 年 6 月 29 日に、少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を決定。</p>   |
|   |      | ② 政策体系における政策目的の位置付け | <p>基本目標Ⅵ 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標 2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること</p> <p>2-1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること</p> |
|   |      | ③ 達成目標及び測定指標        | <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現する。</p>  |
|   |      |                     | <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>—</p>   |
|   |      |                     | <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>—</p>   |
| 8 | 有効性等 | ① 適用数等              | —   |
|   |      | ② 減収額               | —   |
|   |      | ③ 効果・達成目標の実現状況      | <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間: )</p> <p>平成 23 年の通常国会に法案提出予定。</p>  |
|   |      |                     | <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間: )</p> <p>—</p>  |
|   |      |                     | <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間: )</p> <p>—</p>  |

|    |                    |                       |   |
|----|--------------------|-----------------------|---|
|    |                    |                       | 《税込減を是認するような効果の有無》(分析対象期間: )<br>—   |
| 9  | 相当性                | ①: 租税特別措置等によるべき妥当性等   | 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現することができる。 |
|    |                    | ②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担 | 保育サービス事業等に対する現行の税制上の特例措置  |
|    |                    | ③: 地方公共団体が協力する相当性     | 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現することができる。 |
| 10 | 有識者の見解             |                       | —   |
| 11 | 前回の事前評価又は事後評価の実施時期 |                       | —   |